

全住協 第61号  
令和2年5月8日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会  
事務局長 米 山 篤 史

新型コロナウイルス感染症に係る住居確保給付金の支給対象について  
(求職活動要件の緩和)

国土交通省から、標記について周知依頼がありましたので、お知らせします。内容は別紙のとおりです。

※別添資料は全住協ホームページに掲載。

(別添1) 厚生労働省令第九十四号(生活困窮者自立支援法施行規則の一部改正)

(別添2) 住居確保給付金 今回の改正に関するQA(vol4)

(別添3) 住居確保給付金のご案内(厚生労働省)

(別添4) 「住居確保給付金の支給事務の取扱問答2020-03」(抜粋)

(別添5) (新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ) 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

(別添6) 住居を失うおそれが生じている方への支援について(その3)

(参考1) 生活を支えるための支援のご案内

(参考2) 総務省 特別定額給付金(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連)

[URL]

[http://www.zenjukyo.jp/new\\_info/gyosei/data/200430COVID-19-shien.pdf](http://www.zenjukyo.jp/new_info/gyosei/data/200430COVID-19-shien.pdf)

事 務 連 絡

令 和 2 年 5 月 1 日

賃貸住宅関係団体 御中

不動産関連団体 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課  
国土交通省土地・建設産業局不動産課

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）

平素より国土交通行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

住居確保給付金の支給対象の拡大については、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）」（令和2年4月21日付国土交通省住宅局住宅総合整備課、国土交通省土地・建設産業局不動産課事務連絡）を発出し、周知を依頼しているところです。

今般、住居確保給付金の求職活動要件について、「生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第94号）（同年4月30日公布・施行）（別添1）により緩和され、別添2のとおり、「住居確保給付金 今回の改正に関するQA(vol4)」が、別添3のとおり、リーフレットが更新されています。

また、住居確保給付金の振込先については、別添4のとおり、貸主の他、「貸主から委託を受けた事業者」として宅地建物取引業者のみならず、家賃債務保証業者、賃貸住宅管理業者、サブリース業者も含まれているところです。

住居確保給付金以外にも、令和2年4月30日から生活福祉資金の緊急小口資金の申込先に労働金庫が追加され、別添5のとおり、リーフレットが更新されています。

つきましては、貴団体の所属会員企業等の皆様に対して、この旨周知いただくとともに関係者間で連携してご対応いただくようお願い申し上げます。

なお、各都道府県住宅担当部局に対しては、別添6のとおり、周知していることを申し添えます。